

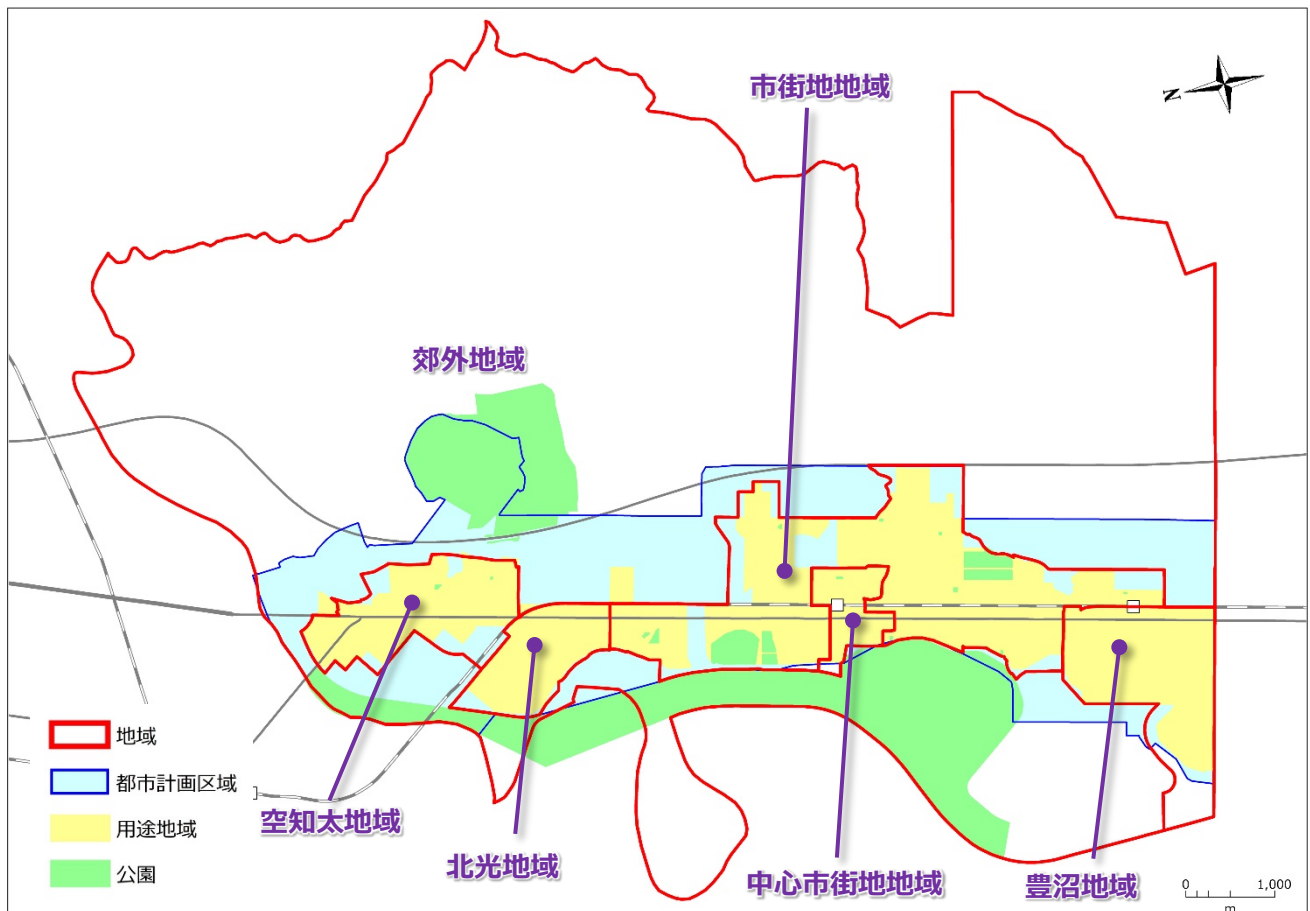
## 第4章 地域別構想

### 4-1 地域区分の設定

本市の地域区分の設定は、前計画と同じ範囲で設定します。

- ① 都市計画区域外、都市計画区域内のうち、用途地域が指定されていない白地地域を**郊外地域**と設定します。
- ② 用途地域内は市街地の成立過程を踏まえ砂川地区と空知太地区に区分されることから、北部は**空知太地域**と設定します。
- ③ 砂川地区のうち、計画的に工業の充実を目指す地域として、**北光地域**、**豊沼地域**を設定します。
- ④ 砂川地区のうち、砂川市街地総合再生基本計画区域により商業・行政など都市機能の充実を目指す地域として、**中心市街地地域**を設定します。
- ⑤ 砂川地区のうち、上記③・④以外は基本的に住宅地として土地利用がなされていることから**市街地地域**と設定します。

図 地域別構想の地域区分範囲



## 4-2 地域別構想

### 4-2-1 空知太地域

#### (1) 地域の現況

- ・空知太は、空知川と石狩川の合流地点にあり、開拓期から広域交通の要衝として発展してきており、地域名はアイヌ語の「ソーラッチプツ」に由来しています。日常生活圏域は滝川市に近く、市民アンケートでも買い物等は滝川市内の施設を利用する割合が高くなっています。
- ・国道 12 号の沿道は交通の要衝であることから自動車関連産業や娯楽施設等の工業施設と商業施設の立地が大半を占め、その後背地に住宅地が形成されています。また、石山公園や、砂川 SA スマートインターチェンジなどの広域的利用がなされる施設が隣接しています。

#### (2) 地域の課題

##### 【広域交流機能の有効活用】

国道 12 号やバイパスなどの広域的な流通特性を生かす土地利用の検討が必要です。

##### 【流通業務環境の保全と活用】

流通業務施設の利便性の向上を図るため、国道 12 号の沿道とその後背地の土地利用の保全と活用手法の検討が必要です。

#### (3) 地域づくりの目標

本地域は、市の北側に位置し滝川市に隣接しており、砂川 SA スマートインターチェンジに近接していることから、将来的な地域像を『広域交流機能が充実した地域』と設定し、広域交流のモデルとなる市街地形成をめざします。

**将来地域像：『広域交流機能が充実した流通業務地』**

**目標 1：広域交通網の適切な維持**

**目標 2：流通業務環境の保全**

#### (4) 土地利用の方針

##### ○住居系土地利用（専用住宅地、一般住宅地）

国道 12 号及びバイパスに囲まれている地区は住商共存地として、空知太小学校周辺及び空知太東 2 条以東は専用住宅地として、良好な住環境の保全に努めます。

##### ○工業系土地利用（流通業務地）

国道 12 号及びバイパス沿線は、大規模集客施設の規制を適用した流通業務地として、企業の利便性を確保しつつ、混在する住宅への住環境の保全を図ります。また、隣接する白地地域で土地利用が進展している箇所については、特定用途制限地域について検討します。

#### (5) 道路交通の整備方針

- ・道道深川砂川自転車道線は、広域的な自転車歩行者専用道であり、より安全に通行できるよう道路管理者に維持管理を要請していきます。
- ・生活道路は、地域の実情に合わせ整備・維持に努めます。

#### (6) 公園・緑地、都市景観施設の整備方針

- ・各都市公園は、安全、快適に利用できるように維持管理を図りますが、公園施設の更新等については、地域住民と協働で検討し、実情にあわせ事業を実施します。

### **(7) 河川の整備方針**

・石山川については、総合的な治水対策を河川管理者に要望し、事業に協力します。

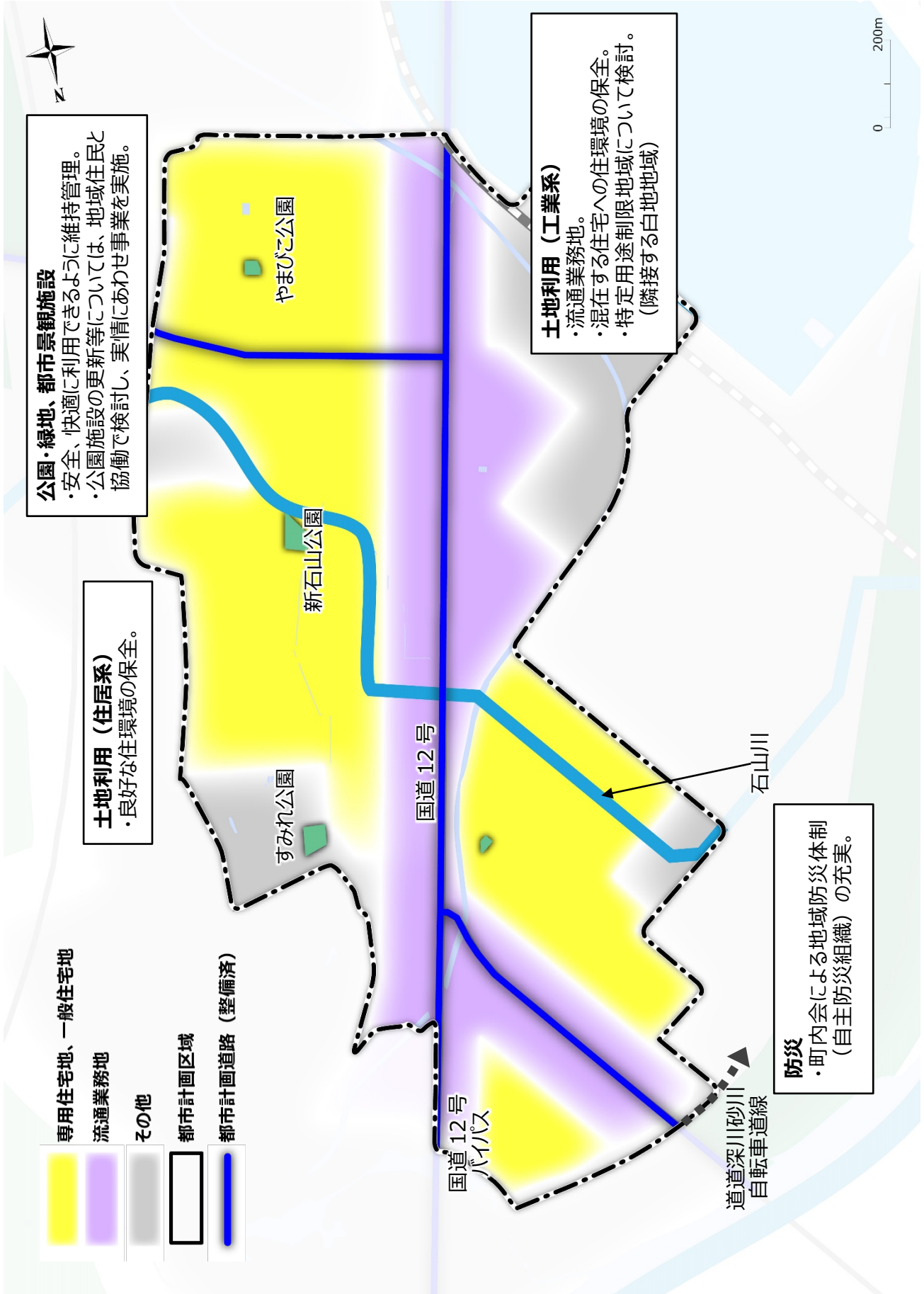
### **(8) 住環境の整備方針**

・下水道は、整備が概ね完了しており、維持管理に努めます。

### **(9) 防災の方針**

・災害時の避難や緊急輸送に必要な道路の整備・維持を引き続き進めるとともに、町内会による地域防災体制（自主防災組織）の充実に努めます。

図 空知太地域の現況と方針図



## 4-2-2 北光地域

### (1) 地域の現況

- ・本地域は、東・北側は JR 函館本線、南側は北 6 号線に囲まれた地域で、一部が準住居地域のほかは工業地域・準工業地域により構成されています。
- ・地域の大半を占める道央砂川工業団地は、自動車・建設関連企業や製菓工場などの製造業が操業している一方、整備済団地の未分譲地も多く存在しています。
- ・道路交通の基幹となる国道 12 号沿線は、流通業務等の商業・工業系沿道サービス企業が立地していますが、後背地を含め農地としての利用も多く、土地利用が混在しています。

### (2) 地域の課題

#### 【未分譲地の解消】

- ・道央砂川工業団地は、交通利便性が高い工業団地となっているものの、未分譲・未利用地が多く残っておりこれらの解消に向けた対策が必要です。

#### 【未利用地の活用方針の検討】

- ・国道 12 号沿線とその後背地には、多くの未利用地が混在しており、今後の需要に沿った都市基盤の検討が必要です。

### (3) 地域づくりの目標

本地域は、工業団地として位置付けられており、国道 12 号が通り、砂川 SA スマートインターチェンジからも近い立地性から、将来的な地域像を『交通利便性を生かした工業・業務地』と設定し、その実現に向けて市街地形成をめざします。

**将来地域像：『交通利便性を生かした工業・業務地』**

**目標 1：企業誘致の促進**

**目標 2：需要を見据えた都市基盤の整備**

### (4) 土地利用の方針

#### ○工業系土地利用（流通業務地、専用工業地）

- ・国道 12 号沿線は、特別用途地区を摘要した沿道サービス型軽工業地として、また道央砂川工業団地は専用工業地として工業環境の保全を図りながら、低・未利用地については積極的な企業誘致や土地利用の検討を行い、健全かつ活発な土地利用をめざします。

### (5) 道路交通の整備方針

- ・地域内の都市計画道路は整備済であり、工業団地内道路については企業誘致の状況を勘案し、適宜整備に取り組みます。

### (6) 公園・緑地、都市景観施設の整備方針

- ・工業団地内にある施設緑地の維持管理に努めます。

### (7) 河川の整備方針

- ・本地域の近くを流れる石狩川については、総合的な治水対策を河川管理者に要望し、事業に協力します。

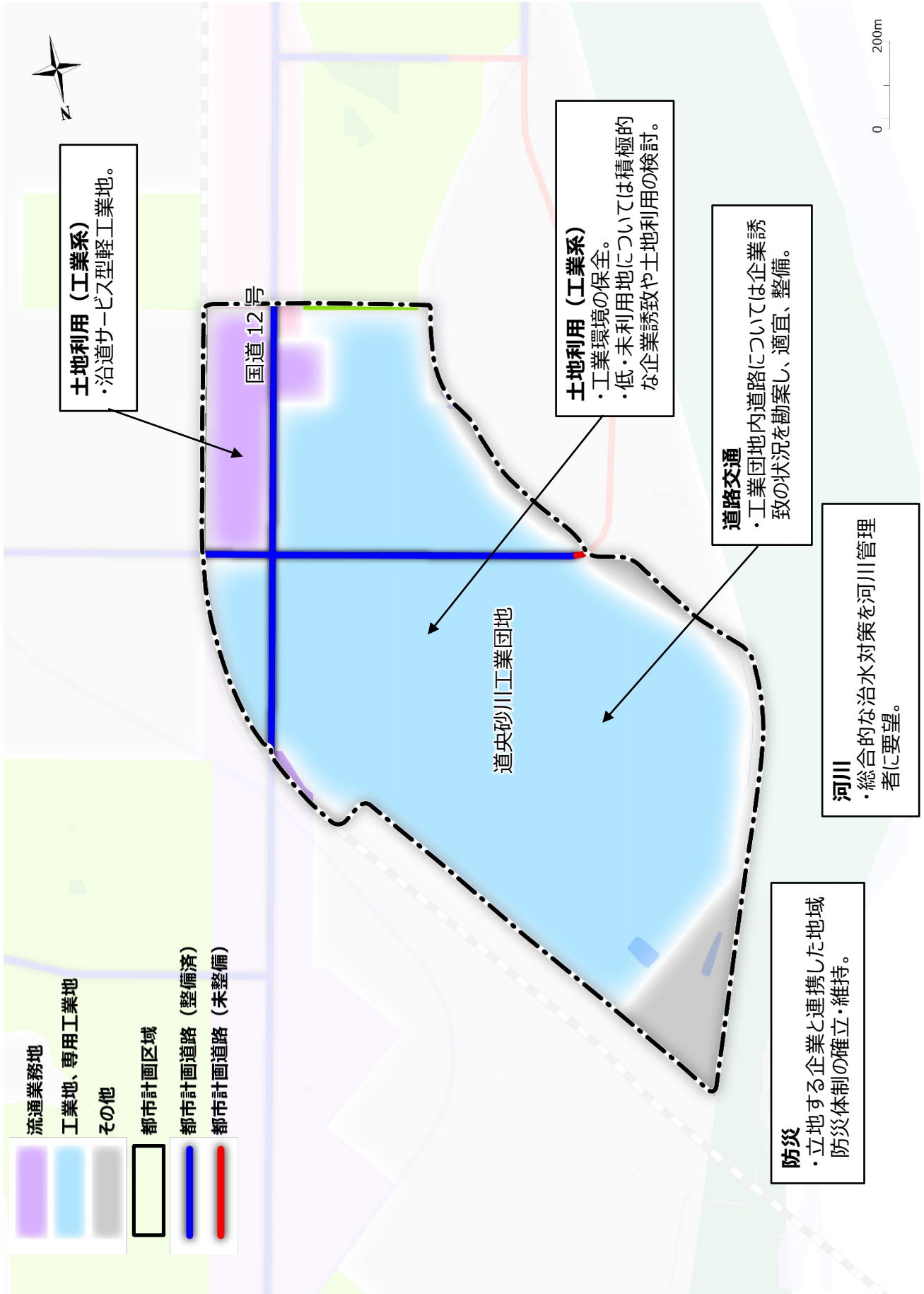
### (8) 住環境の整備方針

- ・下水道は、区域の大半が整備済ですが、企業誘致の状況に応じて必要な整備事業を、公共下水道事業計画及びストックマネジメント計画を踏まえ実施するとともに、更なる普及率の向上に努めます。

### (9) 防災の方針

- ・災害時の避難や緊急輸送に必要な道路の整備・維持を引き続き進めるとともに、町内会による地域防災体制（自主防災組織）の充実に努めます。また、立地する企業と連携した地域防災体制の確立・維持に努めます。

図 北光地域の現況と方針図



## 4-2-3 市街地地域

### (1) 地域の現況

- ・本地域は、中心市街地地域を取り囲む形で、東・西・南・北に細区分されます。
- ・東部は、主に中央小学校区・砂川小学校区を基本とした JR 函館本線より東の住宅地で、JR 砂川駅から概ね半径 2.0km 以内の利便性の高い住宅地です。
- ・西部は、主に中央小学校区・砂川小学校区を基本とした JR 函館本線以西、奈江豊平川以北、ペンケ歌志内川以南で中心市街地や国道 12 号へのアクセスに恵まれた地域です。国道 12 号沿線に大型小売店舗が立地し、市内や近隣市町から集客しています。
- ・南部は、豊沼小学校区を基本とした奈江豊平川以南、JR 函館本線以東の地区で背後に田園風景が広がる閑静な低層住宅地です。
- ・北部は、北光小学校区を基本としたペンケ歌志内川以北の地区で、北光団地をはじめとする公営住宅の他、民間による集合住宅も多く立地しています。
- ・本地域には南北に走る国道 12 号のほか、国道 275 号に通じる道道砂川新十津川線、芦別方面に至る道道芦別砂川線、石山公園に至る道道砂川奈井江美唄線など道路交通の基幹となる路線があり、ほぼ整備は終わっています。
- ・国道 12 号の歩道は整備され、市民が植樹帯<sup>34</sup>を利用した花いっぱい運動に取り組んでいます。また、都市計画決定された市道の外縁部は、ほとんど整備が終了していない状態となっています。

### (2) 地域の課題

#### 【良好な住環境の維持・整備】

市民の半数以上が居住する地域であり引き続き良好な住環境とするため、住環境の維持、未利用地や未整備の市道、公園緑地などの整備について検討が必要です。

### (3) 地域づくりの目標

本地域は、全市の半数以上が居住する地域であり、今後もその役割を期待されることから、将来的な地域像を『安心して住み続けられる地域』と設定し、その実現に向けて住みやすい住環境の形成をめざします。

**将来地域像：『安心して住み続けられる地域』**

**目標：安全に住み続けられる住環境の形成**

### (4) 土地利用の方針

#### ○住居系土地利用（専用住宅地、高度利用住宅地、一般住宅地）

東部は、JR 函館本線以東に広がる戸建・集合住宅地を専用住宅地として今後も良好な住環境の保全に努めます。西部は、公共公益の業務施設があり沿道型商業業務地に隣接する一般住宅地として、また、宮川中央団地周辺は、中高層専用住宅を中心とした専用住宅地として、住環境の保全に努めます。北部の北光団地、すずらん団地及び北光小学校周辺は、今後も専用住宅地として良好な住環境の保全に努めます。

#### ○商業系土地利用（沿道商業業務地）

西部の国道 12 号沿線は、沿道型商業業務地として、中心市街地地域の商業地と連携し住民の日常的な買い物や各種サービスに対応した、利便性や快適性に配慮した商業環境の形成を図ります。

34：良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図るために、道路に帯状に設けられた樹木を植栽した部分です。

## ○工業系土地利用（工業地、流通業務地）

北部の国道 12 号沿線は、特別用途地区を適用した沿道サービス型工業の住工共存地として、東部の文珠砂川線を挟む両側の地域は軽工業を主体とした工業地ですが、社会情勢の変化により土地利用に変化の見られる箇所については、隣接する白地地域も含めて、将来的な見通しを踏まえ、必要に応じ土地利用規制の内容の見直しの検討を行います。

### （５）道路交通の整備方針

- ・都市計画道路は、南 7 号西沿通をはじめ整備の終了していない路線が複数ありますが、今後将来交通量の予測などにに基づき位置・幅員・構造の変更検討を、また整備が長期未着手の路線については、道路交通量の予測や計画の必要性や事業の実現性等を総合的に点検・検証し、土地利用の動向を踏まえ、都市計画の見直しを検討します。
- ・生活道路は、地域の実情に合わせ整備・維持を行っていますが、市民の意向としては高齢化社会や冬季の交通安全への対応を求めており、市民アンケートでは、本地域居住者の移動手段は徒歩・自転車の割合がほかの地域より高いことから、道路の新設や改良の実施の際は、歩行者の保護や高齢者・障がい者等の交通弱者に対応した安全、快適な道路整備を行います。

### （６）公園・緑地、都市景観施設の整備方針

- ・今後の人口減少を見据え人口動態や誘致距離等を勘案して街区公園の配置を検討します。また、各地域の公園が有機的に結合し、各公園を利用することができるよう幹線道路の歩道や河川緑地等により、水と緑のネットワークの形成に努めます。
- ・総合公園である北光公園（面積 23.5ha）、運動公園である日の出公園（面積 15.7ha）、「北海幹線用水路」を利用した流れのプラザ、水とオブジェのプラザや、こもれびのプラザ、4 箇所の近隣公園が徒歩圏内に配置され、憩い・スポーツ・イベントなど多彩に利用されており、今後も機能の充実を図ります。
- ・西部の石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、市民の日常的利用に加え、観光資源としても活用されており、今後も安全、快適に利用できるよう維持管理を図ります。
- ・各都市公園は、今後も安全、快適に利用できるように維持管理を図りますが、市民へのアンケートでは、利用の少ない遊具であれば減らしても構わないという意見も一定数あります。公園施設の更新等については、地域住民と協働で検討し、実情にあわせ事業を実施します。

### （７）河川の整備方針

- ・本地域に隣接する石狩川の河川敷地は、河川管理者である国・道とともに、今後も都市生活にうるおいを与える自然的環境の維持保全に努めます。

### （８）住環境の整備方針

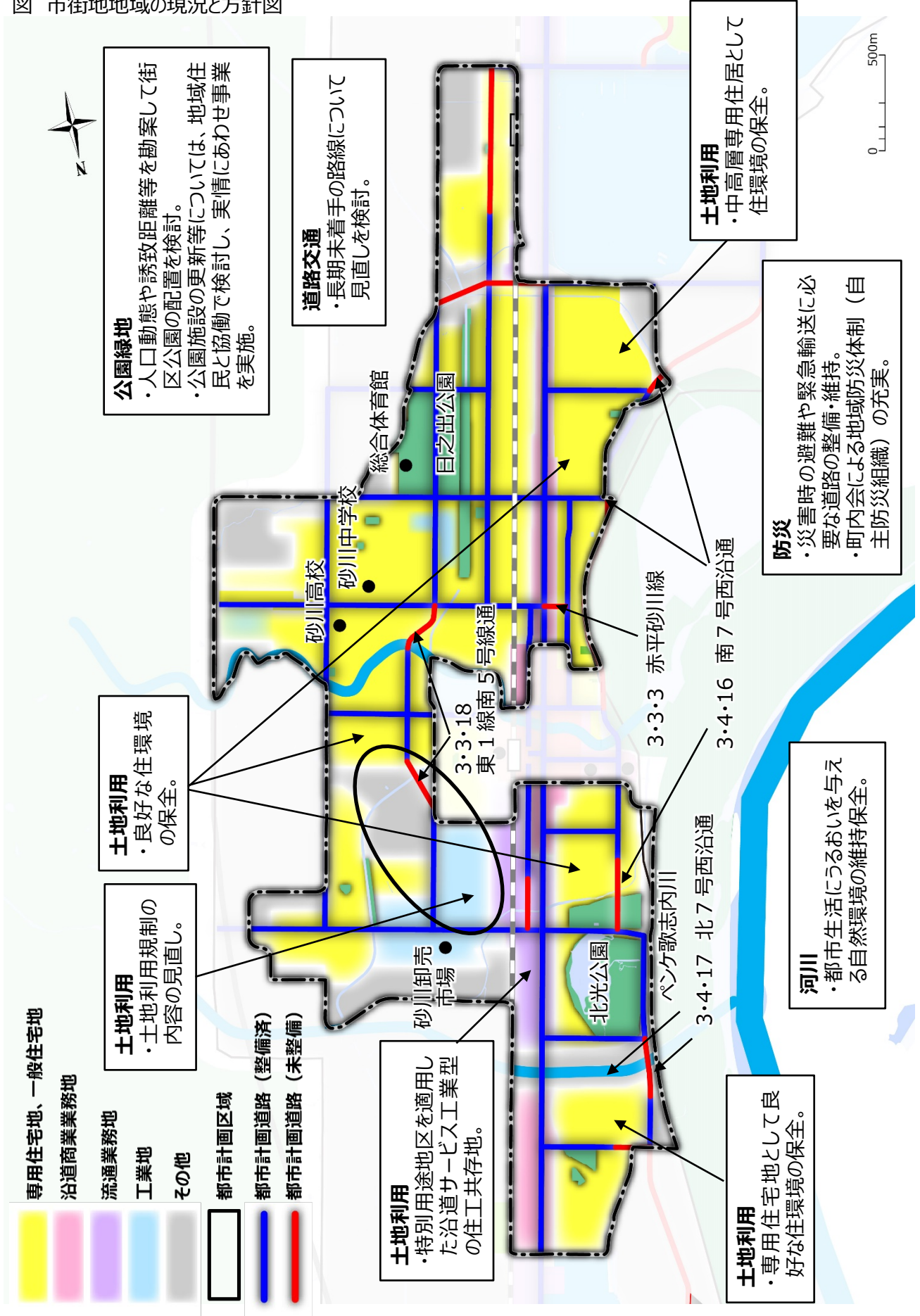
- ・「砂川市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅等の長寿命化と既存ストックの良質化のための適切な維持管理・改善事業を行い、誰もが安全に安心して暮らすことができる公営住宅等のストック形成を図り、快適な居住環境の向上に努めます。
- ・下水道は、整備が概ね完了しており、維持管理に努めます。

### （９）防災の方針

- ・災害時の避難や緊急輸送に必要な道路の整備・維持を引き続き進めるとともに、町内会による地域防災体制（自主防災組織）の充実に努めます。



図 市街地地域の現況と方針図



## 4-2-4 中心市街地地域

### (1) 地域の現況

- ・本地域は、東側を東1線、北側を北6丁目、南側を南1丁目及び商業地域界となる南2丁目、南3丁目などに囲まれた地域で、JR 砂川駅・市役所・市立病院などが立地する、もっとも利便性の高い地域として発展してきました。
- ・JR 函館本線より西側の地域には、JR 砂川駅や市役所・図書館・公民館、市立病院などの公共施設、及び民間医療施設、金融・飲食・物販等の店舗が集中しており、本市の中心市街地を形成しています。とくに、市立病院は、中空知の基幹病院として地域完結型医療の中心を担っているほか、中空知のみならず、北空知の一部までもカバーする総合病院としてその重要度がさらに増しています。
- ・JR 函館本線より東側の地域には、地域交流センター及び特別養護老人ホームや道営・市営住宅があり、東西の歩行者導線を確認するために自由通路が設置されています。また、三砂町は町名の由来にもなっている旧三井物産合名会社砂川木挽工場が明治36年に創業した地として発展してきましたが、現在は一部で木材関連会社が操業している状況にあります。
- ・南北に走る国道12号のほか、都市計画決定された市道はすべて整備済となっています。国道12号では、国が電線共同溝方式による無電柱化事業を実施しており、また、市は沿道において駅前地区整備事業を推進しています。

### (2) 地域の課題

#### 【未利用地宅地の活用】

JR 函館本線より東側には、大規模な住居系の未利用地が残っており、活用について検討が求められます。

#### 【中心市街地としての求心性・活力の増進】

中心市街地地域は本市の顔となる地域であり、市民アンケートでも駅周辺や中心部の活性化を求める意見が多数寄せられています。また、本市の医療・行政・交通等の中核機能の中心地として、求心性・活力の増進に向けた取組みが必要です。

### (3) 地域づくりの目標

本地域は、医療・行政・交通・商業・業務施設が集中しており、将来的な地域像を『賑わいと魅力にあふれた中心市街地』と設定し、その実現に向けて市街地の整備、再整備をめざします。

#### 将来地域像：『賑わいと魅力にあふれた中心市街地』

#### 目標1：まちなか居住とコンパクトシティへの誘導

#### 目標2：市街地の利便性の確保と再整備

### (4) 土地利用の方針

集客施設の中心市街地への誘導や、市街地の拡大を抑制したコンパクトな都市づくりを進めるため、歩いて暮らせる快適な住宅地の形成やまちなか居住の推進を図り、利便性や魅力のある商店街・中心市街地の形成をめざします。

#### ○住居系土地利用(専用住宅地、高度利用住宅地、一般住宅地)

JR 函館本線と石狩川に囲まれ公共公益の業務施設が集中している地区は住商共存地として、JR 函館本線以東に広がる戸建・集合住宅地を専用住宅地として今後も良好な住環境の保全に努めます。また、「まちなか居住」の推進は定住人口の増加に資することや、商店街の活性化やにぎわいの創出を生み出すことから、駅東部地区の未利用地などの活用を検討していきます。

## ○商業系土地利用（沿道商業業務地、中心商業業務地）

JR 砂川駅前や国道 12 号、南 1 丁目通、北 2 丁目通の沿道は、住民の日常的な買い物や各種サービスに対応する中心商業地です。国道 12 号無電柱化事業や砂川駅前地区整備事業の実施により、本市の「まちの顔」にふさわしい景観形成と、魅力ある商業地の形成に努めます。

### （５）道路交通の整備方針

- ・都市計画道路はすべて整備が終了しており、適切な維持管理に努めます。
- ・駅周辺は広域交通拠点としてアクセス・回遊性の改善を図るとともに、都市の顔としての景観形成や公共交通の利用促進による二酸化炭素の排出抑制に配慮した整備を図ります。
- ・美しい街並みの形成や、道路の防災性や安全性の向上を実現するため、国道 12 号沿いの国による無電柱化事業の推進に協力していきます。
- ・賑わいや地域交通の核として、J R 砂川駅東口整備を鉄道事業者に要望し、設備改善事業の推進により、交通結節点を強化します。
- ・生活道路は、地域の実状にあわせ整備・維持を実施し、歩行者の保護や高齢者・障がい者等の交通弱者に対応した安全、快適な道路整備を行います。

### （６）公園・緑地、都市景観施設の整備方針

- ・隣接する石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、市民の日常的利用に加え、観光資源としても活用されており、安全、快適に利用できるように今後も維持管理に努めます。
- ・各都市公園は、安全、快適に利用できるように維持管理を図りますが、公園施設の更新等については、地域住民と協働で検討し、実情にあわせ事業を実施します。

### （７）河川の整備方針

- ・市街地を流れるパンケ歌志内川については、総合的な治水対策を河川管理者に要望し、事業に協力します。

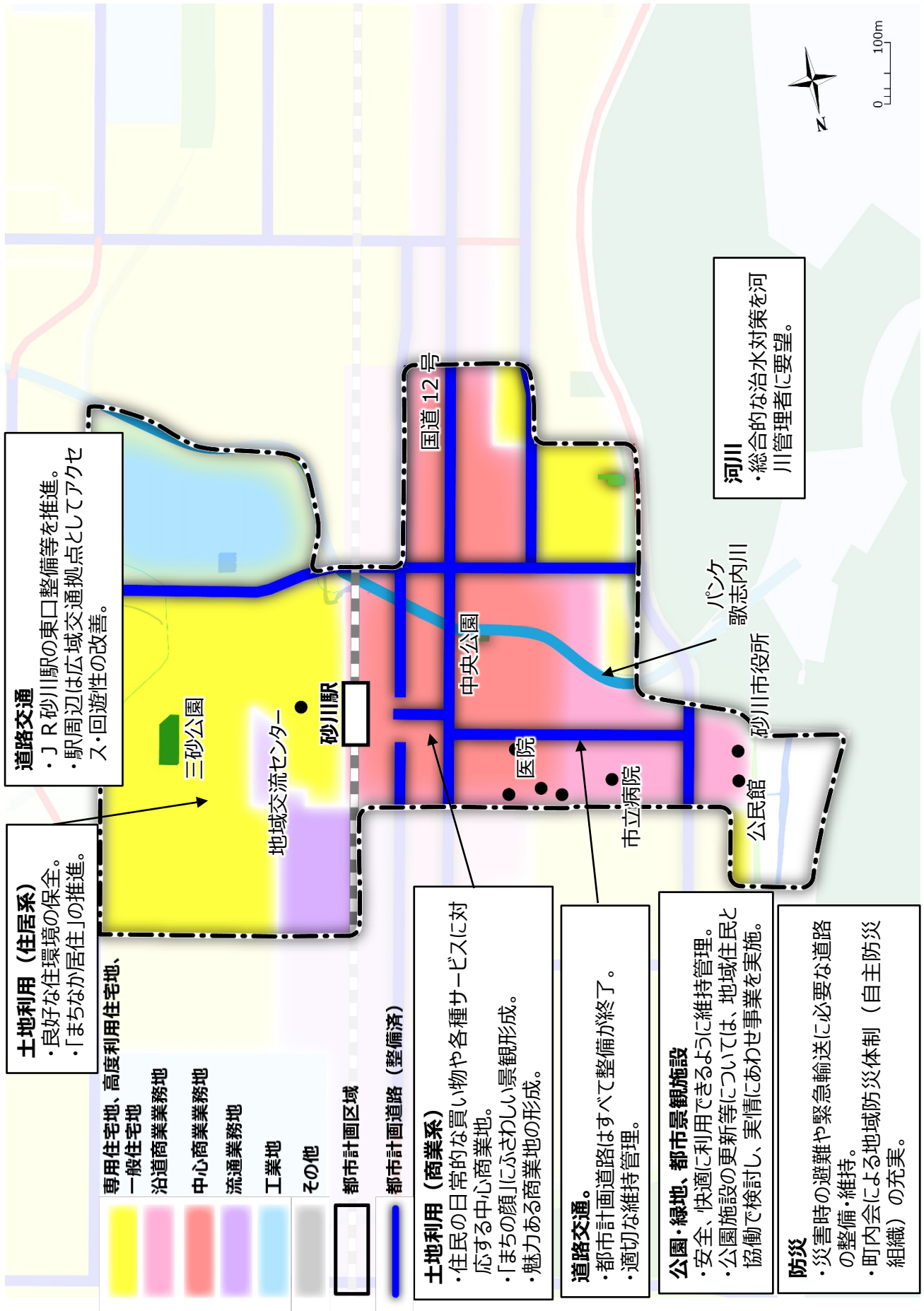
### （８）住環境の整備方針

- ・本地域は、公共施設が集中している地域ですが、市民への行政サービス機能の充実をめざし、施設建替え等の際にはユニバーサルデザインの取り入れなど、利用者にやさしい施設環境づくりに取り組みます。
- ・下水道は、整備が概ね完了しており、維持管理に努めます。

### （９）防災の方針

- ・災害時の避難や緊急輸送に必要な道路の整備・維持を引き続き進めるとともに、町内会による地域防災体制（自主防災組織）の充実に努めます。

図 中心市街地地域の現況と方針図



## 4-2-5 豊沼地域

### (1) 地域の現況

- ・本地域の北側には戦後の本市発展の大きなけん引力となった旧東洋高圧工業北海道工業所（現北海道三井化学）を始めとする工場や北海道電力砂川発電所があり、南側はこれに接して住宅地が形成されてきた地域です。

### (2) 地域の課題

#### 【既存企業の充実と新規誘致促進】

本市は産炭地に接するなどの地理的要因により、工業を基幹産業として発展してきましたが、本地域はその代表的な拠点です。今後も内陸型工業地としての継続的な発展のため、国道 12 号沿線を始めとする未利用地に企業誘致を図る必要があります。

#### 【住・工業環境の保全】

建物用途は用途地域に対し比較的純化しており、既存住宅地は比較的良好な住環境であるため、適切な維持管理が必要です。また、工業地については敷地内の緑化推進による環境整備を図る必要があります。

### (3) 地域づくりの目標

本地域は、工業と住宅地が立地しており、雇用の創出と地域経済の発展に重要な役割を担ってきていることから、将来的な地域像を『既存企業と新規企業が共存する地域』と設定し、その実現に向けて工業拠点の整備形成をめざします。

**将来地域像：『既存企業と新規企業が共存する地域』**

**目標：既存企業と新規企業による雇用の場の確保**

### (4) 土地利用の方針

#### ○住居系土地利用（専用住宅地）

西 6 条南 22 丁目周辺は、社宅などの低・中層集合住宅及び戸建の専用住宅地として、今後も良好な住環境の保全に努めます。

#### ○工業系土地利用（工業地、流通業務地、専用工業地）

国道 12 号沿線は、利便性を生かした沿道サービス工業型の住工共存地とするため、必要に応じ土地利用規制の内容の見直しの検討を行います。その他の豊沼町等は専用工業地として工業環境の保全に努めます。

### (5) 道路交通の整備方針

- ・都市計画道路は、南 7 号西沿通や南 8 号西 1 線通で整備が終了していませんが、地域の実情や社会性を考慮し見直しを含めた検討を行います。
- ・生活道路は、地域の実情に合わせ整備・維持に努めます。

### (6) 公園・緑地、都市景観施設の整備方針

- ・都市計画された箇所はなく、公園の増設は予定しませんが、居住人口の動向に著しい変化がある場合は検討を行います。

### (7) 河川の整備方針

- ・豊沼奈江川の河川環境の保全について、河川管理者に要望します。

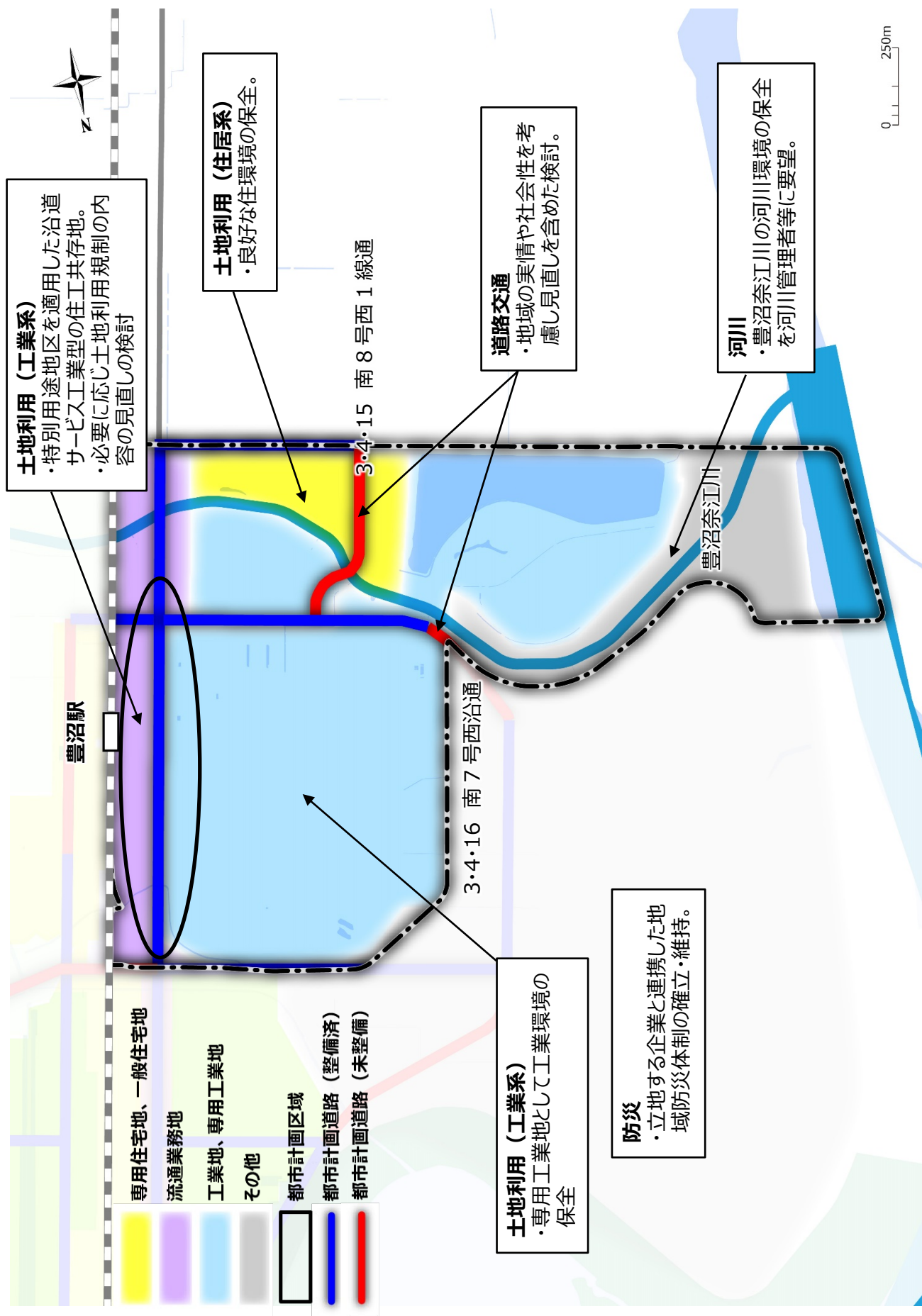
### (8) 住環境の整備方針

- ・下水道は整備が終了しており、今後はその維持管理に努めます。

## **(9) 防災の方針**

- ・災害時の避難や緊急輸送に必要な道路の整備・維持を引き続き進めるとともに、町内会による地域防災体制（自主防災組織）の充実に努めます。また、立地する企業と連携した地域防災体制の確立・維持に努めます。

図 豊沼地域の現況と方針図



## 4-2-6 郊外地域

### (1) 地域の現況

- ・都市計画区域内で用途地域の指定がされていない白地地域が大半を占め、概ね水田を主体とした農業地帯となっています。
- ・豊沼地域、市街地地域南部に隣接する箇所は、優良農地が広がっており、うるおい豊かな田園風景として景観形成がなされています。市街地地域東部に隣接する箇所は一部に市街地のにじみだしや、工業利用されている箇所が見受けられます。市街地地域北部、北光地域に隣接する箇所も優良農地が広がっていますが、国内唯一の総合馬具メーカーの工場とショールームが、周辺風景と調和し、立地しています。空知太地域の周辺に、中空知広域水道企業団浄水場、石山公園、砂川 S A スマートインターチェンジなどの広域的利用の都市施設が立地しています。そのほか、石狩川・空知川の河川敷地には、スポーツ・レクリエーション施設を整備しています。
- ・道道芦別砂川線、道道砂川奈井江美唄線など道路交通の基幹路線があり、ほぼ整備は終わっていますが、南部にある東 1 線南 5 号など本地域の都市計画道路は大半が未整備の状態となっています。
- ・本地域を東西に流れるパンケ歌志内川及びパンケ歌志内川は、トンネルによる放水路の治水事業（総合的な治水対策）が平成 10 年に完了しています。

### (2) 地域の課題

#### 【自然・田園環境の保全】

市街地を取り囲む石狩川・空知川の自然環境や都市計画区域内外に存在する田園環境を適切に維持・保全することが必要です。

#### 【観光施設の有効活用】

石山公園、砂川 S A スマートインターチェンジ、スポーツ・レクリエーション施設など市内外の人の交流を促す観光資源の活用方法の検討が必要です。

### (3) 地域づくりの目標

本地域は、市街地を取り巻くように位置しており、農地、森林、河川など多くの自然環境や観光資源に恵まれていることから、将来的な地域像を『農業・自然環境・観光資源が調和した地域』と設定し、その実現に向けて環境形成をめざします。

**将来地域像：『農業・自然環境・観光資源が調和した地域』**

**目標 1：田園環境の保全（特定用途制限地域）**

**目標 2：観光拠点の活用**

### (4) 土地利用の方針

#### ○白地地域の土地利用

農地法及び農業振興地域整備計画等との整合・調整を図り、農地における生産基盤の計画的な整備を図りつつ、農地がもつ地力や多面的な機能の維持・保全を図ることを基本とします。

自然・田園環境の保全を図るため、特定用途制限地域の活用を検討します。ただし、用途地域に隣接し既に都市的土地利用が進んでいる箇所（農振農用地<sup>35</sup>以外の土地）や将来的な開発の可能性のある幹線沿道は、緩やかな建築規制を検討します。

また、石狩川は周辺環境と調和したうるおいのある親水空間としての活用を図ります。



#### **(5) 道路交通の整備方針**

- ・都市計画道路は、地域の実情や社会性を考慮し、整備が長期未着手の道路については見直しの検討を行います。
- ・道道深川砂川自転車道線は広域的な自転車歩行者専用道であり、より安全に通行できるよう道路管理者に維持管理を要請して行きます。

#### **(6) 公園・緑地、都市景観施設の整備方針**

- ・石狩川水系砂川緑地及びオアシスパークは、貴重な観光資源であり、今後も安全、快適に利用できるよう維持管理に努めます。
- ・石山公園、オアシスパークは、公園・緑地として安全、快適に利用できるよう、今後も国や道と共に、維持管理に努めます。

#### **(7) 河川の整備方針**

- ・石狩川、空知川の河川敷地は、河川管理者である国とともに、今後も都市生活にうるおいを与える自然的環境の維持保全に努めます。

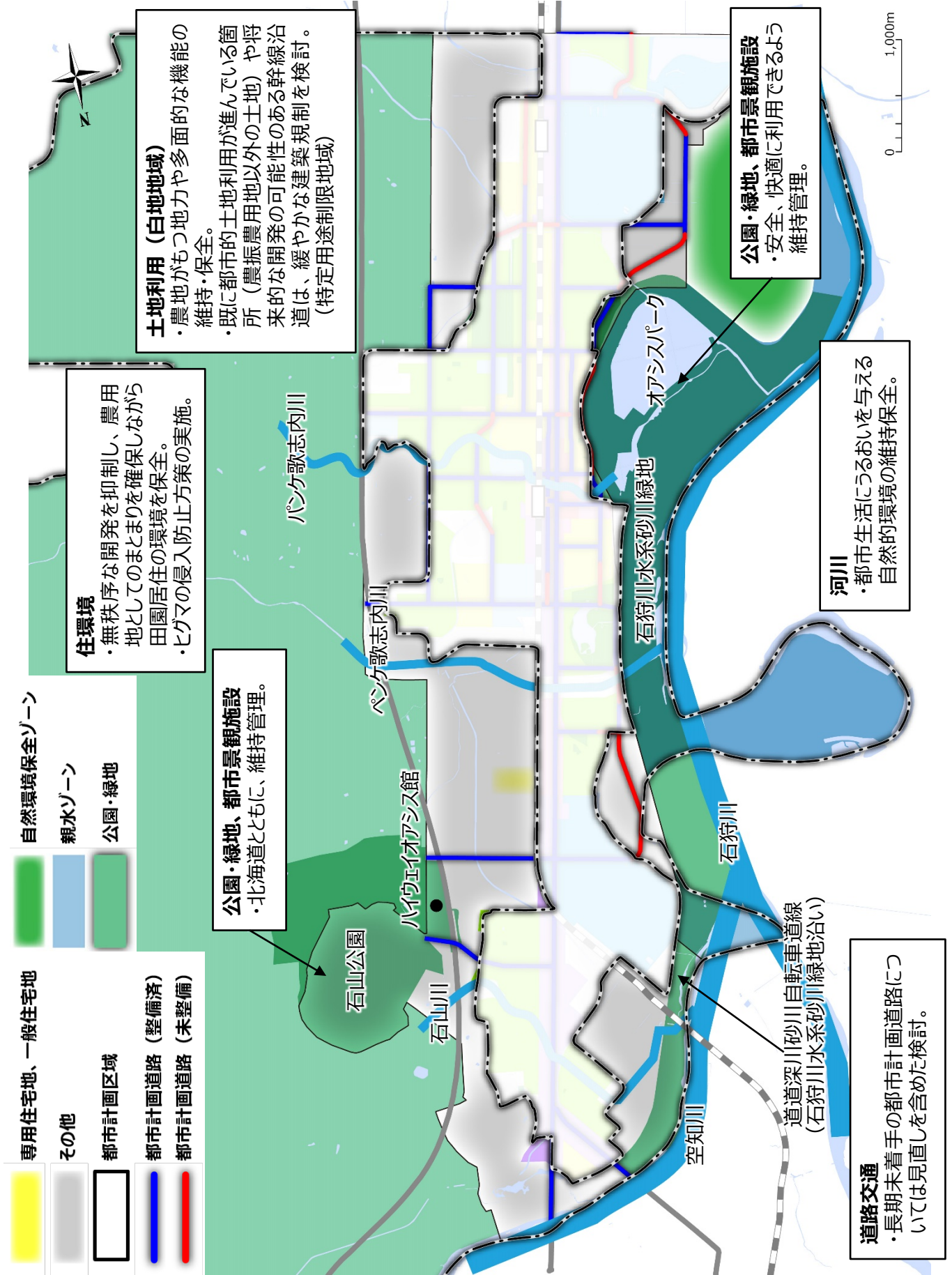
#### **(8) 住環境の整備方針**

- ・農業生産と地域住民の生活環境が調和するよう、無秩序な開発を抑制し、農用地としてのまとまりを確保しながら田園居住の環境を保全します。
- ・近年の空知太地域や市街地地域等へのヒグマ出没の増加傾向を踏まえ、ヒグマの侵入防止方策の実施を検討します。

#### **(9) 防災の方針**

- ・空知川、石狩川は、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的とした河川及び水辺空間の整備・活用、総合的な治水対策、災害時の遮断空間としての保全に努めます。

図 郊外地域の現況と方針図



## 第5章 都市づくりの推進方策

### 5-1 都市づくりの推進

#### (1) 市民との協働による計画の推進

平成 25 年の「砂川市協働のまちづくり指針」の策定以降、協働のまちづくりは砂川のまちづくりを進める上で重要なキーワードとなっています。都市計画の基本理念である『安全・安心なコンパクトで活力のある、市民が主役の持続可能な自然と調和した住みよいまち』の実現のため、都市づくりのさまざまな場面において、市民・行政などが信頼関係を築きあげ、市と市民が対等な立場で互いの役割と責任を認め合うとともに、相互に補い合い継続して行動していくまちづくりを進めます。

##### ○市民参加における役割分担

##### ・市民の役割（自ら参加し、自ら行動）

市民は、これからの都市づくりの主役として、市民自らの責任において、持続可能な方法により積極的に参加・行動し、都市づくりに主体的に参画する役割を担います。

また、団体や組織としての市民は、その特色（独自の専門性や知識・技術等）を活かして、市民の一員としての役割を担います。

##### ・行政の役割（市民参加の支援）

市は、市民参加が持続的かつ総括的に実施可能となる支援体制をつくるとともに、砂川市協働のまちづくり指針に基づく施策を展開し、市民参加を円滑に推進する役割を担います。

#### (2) 関係機関との協議

国道や石狩川などを管理する国（北海道開発局）、道道や道営住宅、石山公園を管理する北海道、交通を支える鉄道・バスの事業者など、関係機関と協議し緊密に連携を図りながら、都市づくりを進めます。

#### (3) 庁内の関係部署との連携

都市の機能や魅力を発揮するには、都市計画という分野だけではなく、医療・保健・福祉、生活環境・防災、教育・文化・スポーツ、産業振興などさまざまな関係部署が横断的に連携して、課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

#### (4) 計画の進行管理

本計画は、令和 12 年度（2030 年度）を目標としており、長期的な視点で計画的に取り組んでいくことが求められます。

そのため、砂川市第 7 期総合計画の進行管理を確認しながら、本計画の取り組みについて進行管理を行います。

また、「砂川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画や、都市計画法などの関係法令、社会経済情勢などが大きく変化した場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うこととします。

## 5-2 都市計画の見直し

### (1) 都市計画の見直しについて

本市では、現在、土地利用や都市施設などが都市計画で定められていますが、人口減少・少子高齢化など社会状況の変化に対応し持続可能なまちづくりとしていくため、本計画策定後、都市計画の見直しを検討します。なお、都市計画の見直しの検討は、土地利用や都市施設（交通施設、公共空地）から進めます。

1	土地利用	【地域地区】用途地域、特定用途制限地域
2	都市施設	【交通施設】都市計画道路 【公共空地】都市計画公園、都市計画緑地 【処理施設】下水道 【水路】河川

### (2) 土地利用規制内容（用途地域、特定用途制限地域等）の見直しについて

本市の土地利用規制内容（用途地域、特定用途制限地域等）の見直しは、上位関連計画を踏まえ、次の4つのポイントで検討します。

- ① 焼山工業団地、中央小学校、三砂地区周辺地域の土地利用規制内容の見直し（P 115・116）
- ② 用途地域の指定のない地域に対する特定用途制限地域の導入（P 115・116・123）
- ③ 学校跡地等の広大な土地を中心とした地区の土地利用規制内容の見直し（P 95・109・114）
- ④ 国道沿道の土地利用規制内容の見直し（P 120・122）

図 土地利用見直し検討箇所

